

約款新旧対照表

改正前	改正後
<p>店頭外国為替証拠金取引約款</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引約款</p>
<p>(本約款の目的) (略)</p>	<p>(本約款の目的) (略)</p>
<p>第1条 (取引口座)</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 取引口座は、<u>原則一名義一口座</u>の設定とします。</p>	<p>第1条 (取引口座)</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 取引口座は、<u>各商品に原則一名義一口座</u>の設定とします。</p>
<p>第2条 (最終決済)</p> <p>お客さまが当社と行う取引の当初決済日は、銀行間市場の慣行に準じ、決済日を取引約定日の原則2営業日後とする外国為替先渡取引(スポット取引)としますが、通貨ペアによって約定日と決済日の間隔が異なる場合があるため、詳細は「<u>取引規定等</u>」に定めるものとします。また、その「最終決済」方法は、お客さまの指定するところに従い、「差金決済」または「受渡決済」のいずれかによるものとし、その処理については、本項各号の定めによるものとします。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第2条(最終決済)</p> <p>お客さまが当社と行う取引の当初決済日は、銀行間市場の慣行に準じ、決済日を取引約定日の原則2営業日後とする外国為替先渡取引(スポット取引)としますが、通貨ペアによって約定日と決済日の間隔が異なる場合があるため、詳細は各「<u>取引規定等</u>」に定めるものとします。また、その「最終決済」方法は、お客さまの指定するところに従い、「差金決済」または「受渡決済」のいずれかによるものとし、その処理については、本項各号の定めによるものとします。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>第3条 (決済日・ロールオーバー)</p> <p>(略)</p> <p>2. ロールオーバー取引への適用レートについては、対象通貨の金利差等の市場条件を参考にして当社が指定するレートを適用するものとしますが、<u>ロールオーバーの期間および損益の清算時期については、「取引規定等」に定めるものとします。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第3条 (決済日・ロールオーバー)</p> <p>(略)</p> <p>2. ロールオーバー取引への適用レートについては、対象通貨の金利差等の市場条件を参考にして当社が指定するレートを<u>適用するものとします。</u></p> <p><u>3. ロールオーバー取引の約定日は、当初取引の決済日(当初取引以降においては、その更新されたロールオーバー取引による更新後の新決済日)の前営業日(ただし、米ドル/カナダの場合は、当初取引の決済日(当初取引以降においては、その更新されたロールオーバー取引による更新後の新決済日))とします。また、</u></p>

(追加)

第4条 (売買注文の受付およびシステム使用)

(略)

第5条 (注文の指示)

注文は以下の項目を、必要に応じお客さまが指示するものとします。

(1) ~ (7) (略)

(追加)

第6条 (注文の受付)

注文の受付は、当社が「取引規定等」に定めた時間内に行うものとします。

2. 当社は、経済情勢や市場慣行等の変化を鑑み、前項に係る時間を原則として通貨ペアごとに設定および変更できるものとします。なお、その詳細は「取引規定等」に定めることとし、変更の場合は本約款第28条に準じお客さま宛に通知するものとします。

第7条 (日付処理)

(略)

第8条 (取引証拠金の取扱)

取引証拠金の取扱については、第1条および第9条、ならびに「取引規定等」による他、本項各号の定めによるものとします。

(1) ~ (3) (略)

(4) 取引口座への取引証拠金の入金については、お客さまご本人が当社指定の金融機関口座への送金振込により行うものとします。取引証拠金として受入可能

当該取引の結果生じたスワップポイントの損益(ロールオーバー損益)は、決済日の都度、お客さまの取引口座への入出金記帳により清算するものとします。

4. 前項のロールオーバー取引の決済日は、ロールオーバー取引の対象となる通貨ペアの決済場所での銀行休日および/または米国東部の銀行休日を勘案し決定されますが、これらの銀行休日は変更となる場合があります、かかる場合には、ロールオーバー取引の約定日も変更されることがあります。

第4条(売買注文の受付およびシステム使用)

(略)

第5条 (注文の指示)

注文は以下の項目を、必要に応じお客さまが指示するものとします。

(1) ~ (7) (略)

(8) その他、お客さまの指示によることとされている事項

第6条(注文の受付)

注文の受付は、当社が各「取引規定等」に定めた時間内に行うものとします。

2. 当社は、経済情勢や市場慣行等の変化を鑑み、前項に係る時間を原則として通貨ペアごとに設定および変更できるものとします。なお、その詳細は各「取引規定等」に定めることとし、変更の場合は本約款第28条に準じお客さま宛に通知するものとします。

第7条 (日付処理)

(略)

第8条(取引証拠金の取扱)

取引証拠金の取扱については、第1条および第9条、ならびに各「取引規定等」による他、本項各号の定めによるものとします。

(1) ~ (3) (略)

(4) 取引口座への取引証拠金の入金については、お客さまご本人が当社指定の金融機関口座への送金振込により行うものとします。取引証拠金として受入可能

な通貨は、「取引規定等」に定める日本円または外貨とします。

(5) 取引口座から取引証拠金の出金については、当社はお客さまが送金受取口座としてあらかじめ指定した金融機関口座へ送金振込により行うものとします。お客さまへの送金振込については、原則として、「取引規定等」に定める期間内に行うものとします。なお、お客さまが送金受取口座として指定できる金融機関は、日本国内に開設の口座に限り設定することができ、各通貨につきそれぞれ1口座まで指定することができます。なお、当社は、出金に係る手続きを、銀行法第15条第1項に規定された休日には行わないものとします。

(6) (略)

第9条(証拠金率)

お客さまは、当社が「取引規定等」に定める「証拠金率」により計算した必要証拠金以上の金額を、取引証拠金として、取引を行うに先立ち当社に預託するものとします。

2. 当社は「取引規定等」に定める「証拠金率」により計算した維持証拠金以上の金額を、第2条第1項第4号に規定する「最終決済の指定のない取引」につき徴求するものとします。

3. ~4. (略)

第10条(建玉の保有制限)

お客さまの建玉の保有は、「取引規定等」で規定された範囲内とします。

第11条(取引報告書等の交付)

(略)

第12条(不可抗力事由による取引条件の変更)

お客さまは、天変地異、政治経済事情の激変、その他やむを得ない理由により、当社が個別の取引条件に対し合理的な変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

第13条(諸料金等)

な通貨は、**各**「取引規定等」に定める日本円または外貨とします。

(5) 取引口座から取引証拠金の出金については、当社はお客さまが送金受取口座としてあらかじめ指定した金融機関口座へ送金振込により行うものとします。お客さまへの送金振込については、原則として、**各**「取引規定等」に定める期間内に行うものとします。なお、お客さまが送金受取口座として指定できる金融機関は、日本国内に開設の口座に限り設定することができ、各通貨につきそれぞれ1口座まで指定することができます。なお、当社は、出金に係る手続きを、銀行法第15条第1項に規定された休日には行わないものとします。

(6) (略)

第9条(証拠金率)

お客さまは、当社が**各**「取引規定等」に定める「証拠金率」により計算した必要証拠金以上の金額を、取引証拠金として、取引を行うに先立ち当社に預託するものとします。

2. 当社は**各**「取引規定等」に定める「証拠金率」により計算した維持証拠金以上の金額を、第2条第1項第4号に規定する「最終決済の指定のない取引」につき徴求するものとします。

3. ~4. (略)

第10条(建玉の保有制限)

お客さまの建玉の保有は、**各**「取引規定等」で規定された範囲内とします。

第11条(取引報告書等の交付)

(略)

第12条(取引条件の変更)

天変地異、戦争、政変、同盟罷業、外貨事情・市場の急変等やむを得ないと認められる事由により当社が個別の取引条件に関し合理的な変更を行なった場合には、お客さまはその措置に従うものとします。

第13条(諸料金等)

お客さまは、当社に対し、当社が「取引規定等」に定める手数料を支払うものとします。また、手数料は当社の裁量で随時変更できるものとし、変更のあった場合には第28条に準じお客さま宛に通知するものとします。

2. ～3. (略)

第14条～第17条 (略)

第18条 (強制ロスカット・強制充当)

(略)

2. 強制ロスカットの発動条件については、「取引規定等」に規定するものとします。

3. (略)

4. お客さまの取引口座が「取引規定等」に定める水準に陥ったときは、当社はお客さまの債務超過の拡大防止を目的として、取引口座内にある外貨の取引証拠金については円貨を基準に清算できるものとします(以下、「強制充当」という)。

5. (略)

第19条～第25条 (略)

第26条 (免責事項)

本項各号に掲げる事由によりお客さまが被る損害について、当社は免責されるものとします。

(1) 天変地異、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、取引の執行、現物の受渡、金銭の授受または預託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。

(2) 外国為替市場の閉鎖、休場または開場、もしくは規則の変更等の事由により、当社が注文に応じ得ないことによって生じる損害。

(3) ～ (4) (略)

(追加)

お客さまは、当社に対し、当社が各「取引規定等」に定める手数料を支払うものとします。また、手数料は当社の裁量で随時変更できるものとし、変更のあった場合には第28条に準じお客さま宛に通知するものとします。

2. ～3. (略)

第14条～第17条 (略)

第18条 (強制ロスカット・強制充当)

(略)

2. 強制ロスカットの発動条件については、各「取引規定等」に規定するものとします。

3. (略)

4. お客さまの取引口座が各「取引規定等」に定める水準に陥ったときは、当社はお客さまの債務超過の拡大防止を目的として、取引口座内にある外貨の取引証拠金については円貨を基準に清算できるものとします(以下、「強制充当」という)。

5. (略)

第19条～第25条 (略)

第26条 (免責事項)

以下の各号に掲げる事由によりお客さまが被る損害について、当社は免責されるものとします。

(1) 本約款第12条に定める事由により取引の執行、現物の受渡、金銭の授受、預託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。

(2) 外国為替市場の閉鎖・休場規則の変更等の事由により当社が注文に応じ得なかったことにより生じた損害。

(3) ～ (4) (略)

(5) 通信回線及び通信機器、システム機器等の瑕疵又は障害(天変地異等の不可抗力によるものを含む。)、通信速度の低下、混雑による情報伝達の遅延、コンピュータウィルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等により生じた損害又は

(追加)

(5) 当社が提示する外国為替レートが異常レートであったために、お客さまの注文を執行・約定せず、または約定した取引を取消したことにより生じた損害および損失。

(追加)

(6) 所定の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑を相当の注意をもって照合し、相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、その他の処理が行われたことにより生じた損害。

(7) その事由の如何を問わず、あらかじめ当社に届け出ているパスワードと入力されたパスワードが一致したことにより行われた取引、また電話取引の場合は、お客さまが口頭で伝えた登録顧客氏名と取引口座番号の組み合わせが、当社が管理する登録顧客氏名と取引口座番号の組み合わせと一致し、かつ当社所定の本人確認が出来たことにより行われた取引について生じた損害および損失。

(8) 当社は、当社および第三者が提供するマーケット・外国為替レートの状況および予測等の情報について、その内容の正確性、信頼性、完全性または適時性を一切保証するものではないため、お客さまが、当社および第三者から提供される情報もしくは分析に依拠した結果被る可能性のある直接的損害、間接的損害、派生的損害またはその他一切の損害および損失。

(追加)

第27条（損害賠償の制限）

（略）

第28条（取引条件変更の通知）

本約款または「取引規定等」において、お客さまと当社との取引に係わる取引条件に重要な変更があるときは、当社は原則としてウェブサイトで公示し、電子メール等で、その内容を通知するものとします。

損失。

(6) 当社の推奨環境ではない状態で、取引を行ったことによる損害又は損失。

(7) 当社が提示する外国為替レートが異常レートであったために、お客さまの注文を執行・約定せず、または約定した取引を取消したことにより生じた損害および損失。

(8) お客さまの誤発注、誤操作により生じる損害又は損失。なお、誤発注、誤操作には、お客さまの錯誤によりシステムの選択を誤ったことに起因する事由も含まれます。

(9) 所定の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑を相当の注意をもって照合し、相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、その他の処理が行なわれたことにより生じた損害。

(10) その事由の如何を問わず、あらかじめ当社に届け出ているパスワードと入力されたパスワードが一致したことにより行なわれた取引、また電話取引の場合は、お客さまが口頭で伝えた登録顧客氏名と取引口座番号の組み合わせが、当社が管理する登録顧客氏名と取引口座番号の組み合わせと一致し、かつ当社所定の本人確認が出来たことにより行なわれた取引について生じた損害および損失。

(11) 当社は、当社および第三者が提供するマーケット・外国為替レートの状況および予測等の情報について、その内容の正確性、信頼性、完全性または適時性を一切保証するものではないため、お客さまが、当社および第三者から提供される情報もしくは分析に依拠した結果被る可能性のある直接的損害、間接的損害、派生的損害またはその他一切の損害および損失。

(12) その他、当社の責めに帰すことのできない事由の発生による損害又は損失。

第27条（損害賠償の制限）

（略）

第28条(取引条件変更の通知)

本約款または各「取引規定等」において、お客さまと当社との取引に係わる取引条件に重要な変更があるときは、当社は原則としてウェブサイトで公示し、電子メール等で、その内容を通知するものとします。

第29条～第30条（略）

第31条（クーリングオフ制度）

お客さまは取引を行うにあたり、本約款および「取引規定等」の内容を十分に理解したうえで、当社に口座設定確認書を提出するものとします。当社は口座設定確認書をもって、お客さまが自己の責任と判断によって取引を行うものとし、取引の性格上クーリングオフは出来ないものとします。また、お客さまはこれに対し異議を述べないものとします。

第32条（本約款の変更）

（略）

（新設）

（新設）

第33条（適用法）

（略）

第34条（合意管轄）

（略）

発効日 2002年04月01日

改定日 2004年04月19日

改定日 2006年02月20日

改定日 2007年09月30日

第29条～第30条（略）

第31条（クーリングオフ制度）

お客さまは取引を行うにあたり、本約款および各「取引規定等」の内容を十分に理解したうえで、当社に口座設定確認書を提出するものとします。当社は口座設定確認書をもって、お客さまが自己の責任と判断によって取引を行うものとし、取引の性格上クーリングオフは出来ないものとします。また、お客さまはこれに対し異議を述べないものとします。

第32条（本約款の変更）

（略）

第33条（取引規定）

本約款と取引規定との内容が異なる場合には、取引規定の内容が優先するものとします。

第34条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項が無効または違法となった場合にも、その無効または違法は本約款の他の条項に影響せず、本約款の他の条項はすべて全面的に有効性があるものとします。

第35条（適用法）

（略）

第36条（合意管轄）

（略）

発効日 2002年04月01日

改定日 2004年04月19日

改定日 2006年02月20日

改定日 2007年09月30日

改定日 2007年12月03日
改定日 2008年08月11日
改定日 2009年03月16日
改定日 2010年07月26日
改定日 2012年04月02日
改定日 2012年10月01日
改定日 2012年11月05日

(追加)

以上

改定日 2007年12月03日
改定日 2008年08月11日
改定日 2009年03月16日
改定日 2010年07月26日
改定日 2012年04月02日
改定日 2012年10月01日
改定日 2012年11月05日
改定日 2013年01月21日

以上